

議 長 日程第2、議案第1号「松田町中高層建築物の日影に関する条例（産業厚生
常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、中津
川定雄君。

産業厚生常任委員長 それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和8年3月10日。松田町議会議長、南雲まさ子殿。産業厚生常任委員会委
員長、中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、令和8年3月10日に、委員6名中5名出席のもと、役場4階大
会議室において委員会を開催し、令和8年第1回議会定例会において付託され
た議案第1号「松田町中高層建築物の日影に関する条例」を慎重に審査しまし
たので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

2、審査の内容。まちづくり課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受
けました。審査の結果、適正なものであると判断しました。

なお、市街地再開発事業に係る日影などの環境面に関しては、町民の関心が
高いため、適切な時期に情報の提供に努められたい。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第1号「松田町中高層建築物の日影に関する条例」に対する委員長の報告は可決です。議案第1号「松田町中高層建築物の日影に関する条例」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。